

# 公立大学法人前橋工科大学役員の報酬の特例に関する規則

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）の理事長の報酬の特例に関して定めるものとする。

(理事長の給料の額の特例)

第2条 公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則（平成25年規則第50号）第3条第1項第1号の規定にかかわらず、令和7年4月1日において理事長であった者のこの日を含む任期における給料の額は、月額350,000円とする。

第3条 削除

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第8号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。